

感染報告フォームから報告があった場合の対応（参考）

2021年1月21日 ver. 1.0

1. 報告者への対応

1-1. 報告者に対し、学生支援課あるいは総務課から、以下を指示する。

感染した場合

- 発症から10日間、かつ自覚症状が完全に消えてから72時間経過するまでは、ホテル療養あるいは自宅待機する。ただし病院に入院、あるいは療養ホテルに滞在した場合は、保健所あるいは医療機関の指示に従う。
- COCOAを利用している場合は、陽性情報を登録する。

濃厚接触者判定を受けた、あるいは疑似症状を発症し、PCR検査を受ける場合

- PCR検査の結果が出るまで自宅待機し、結果が出れば直ちに報告する。

濃厚接触者判定を受けた後、PCR検査で陰性だった場合

- 偽陰性の可能性も排除できないため、感染者に最後に接触した日から14日間は自宅待機する。

疑似症状を発症し、PCR検査を受けたが陰性だった場合

- 自覚症状が完全に消えてから72時間経過するまでは自宅待機する。

同居家族が濃厚接触者と判定された場合

- 自宅待機し、同居家族のPCR検査の結果が出れば直ちに報告する。その結果が陰性であった場合は自宅待機を解除する。

1-2. 上記のいずれの場合においても、自宅待機中は入構予約サイトからの健康管理報告を指示する。

1-3. 感染報告フォームに入力された内容に基づき、学生支援課あるいは総務課から、以下について聞き取りを行う。

- 本人あるいは家族等の感染や発症の状況、経緯
- 濃厚接触者と判定された経緯
- 保健所あるいは医師等から受けている指示
- 過去2週間のキャンパスにおける行動履歴

2. 関係者への連絡

2-1. 学生支援課あるいは総務課から、関係する授業担当部会主任、後期課程学科長・分科長・コース主任、専攻・系長に対して報告者の感染等について連絡する。

2-2. 報告者が研究室の所属学生である場合には、学科長または専攻・系長から、当該学生の指導教員に連絡する。

2-3. 報告者が学生の場合は、必要に応じて教務課から授業担当教員や指導教員に対して、報告者のキャンパス内での活動状況について聞き取りを行う。

3. 要観察期間

3-1. 感染者の症状の出現あるいは陽性と判定されたPCR検査の前2日間から、感染者が自宅待機に至るまでの期間を要観察期間とする。

3-2. ただし感染日が、感染元となった事象（例えば他の感染者との接触履歴など）から推測できる場合は、その日を要観察期間の起点とする。

4. 接触者への対応

- 4-1. 感染者が要観察期間中に対面授業への出席や課外活動、研究室における研究活動を行っていた場合、以下を**接触者**とする。
- 対面授業の場合： 授業担当教員、クラスメート、TA
 - 課外活動の場合： 同じ課外活動の参加者
 - 研究室の場合： 同じ研究室の構成員
- 4-2. 対面授業での接触者が濃厚接触者と判定されることは、通常の感染防止対策（マスク着用、ソーシャルディスタンス、手洗い）においてはほとんどない。対面授業での出席者には、感染者に了解を得て、教務課から以下をメールで通知する。授業担当教員、前期課程は当該科目部会主任にも同報する。
- 保健所からは、当該授業における濃厚接触者の指定はないこと。
 - 登校日には必ず検温し、入構予約サイトから健康管理報告をすること。
 - メール受領後1週間は、不要な外出は極力控えること。
 - やむを得ず外出する場合は、「3密」を避けること。
 - 体調がすぐれない場合、感染の疑いがある場合には、感染報告フォームから連絡すること。
 - 感染した学生の詮索や中傷は厳に慎むこと。
 - SNS（Twitter・LINE等）への書き込みも厳に慎むこと。
- 4-3. 研究室での接触者は直ちに自宅待機とし、保健所による濃厚接触者の有無の判断と、その結果を受けた研究科長室からの指示を待つ。また入構予約サイトからの健康管理報告を毎日欠かさず行う。
- 4-4. 感染者が要観察期間中に課外活動に参加していた場合は、その課外活動団体（運動部等）の活動は停止とする。課外活動での接触者は自宅待機とし、保健所による濃厚接触者の有無の判断と、その結果を受けた研究科長室からの指示を待つ。また入構予約サイトからの健康管理報告を毎日欠かさず行う。
- 4-5. 課外活動・身体実習・実験実習・研究室での接触者については、保健所により濃厚接触者と判定されなかった場合でも、学生支援課や研究科長室が部の COVID-19 管理者・実習担当教員・指導教員から接触の状況を聞き取り、保健・健康推進本部の医師に伝えて判断を仰ぐ場合がある。これにより濃厚接触者と判断されなかった接触者の自宅待機は、直ちに解除する。また濃厚接触者と判定された場合は、学部の経費負担で PCR 検査を受けることを指示する場合がある。
- 4-6. 濃厚接触者、あるいは疑似症状を発症して PCR 検査を受ける報告者に関して、対面授業と研究室での接触者について感染者の場合と同様に扱うかは、状況に応じて研究科長室が判断する。対面授業での接触者に、感染者の場合と同様の指示をする際は、教務課から（4-2）と同様の内容をメールで通知する。ただし当該の PCR 検査の結果が陰性の場合、直ちにその指示を解除する旨を付記する。授業担当教員、前期課程は当該科目部会主任にも同報する。

5. 施設

- 5-1. 感染者が要観察期間中に立ち入った教室は、共通で使う器具等が少なく、現在学内で求められている手指衛生を実行していればドアノブ等を介した感染のリスクは低いと考えられるため、立入禁止や消毒の対象とはしない。
- 5-2. 感染者が要観察期間中に立ち入った研究室は、その最後の立入から 72 時間は立入・使用不可とする。ただし専門の業者による消毒・除菌作業を行えば、その終了後直ちに使用可とする。
- 5-3. 感染者による立入後 72 時間以内に同じ教室を使用した者は、接触者として扱わない。
- 5-4. 感染者が要観察期間中に立ち入った研究室がある建物の人員に、感染リスクの及ぶ範囲を周知する。濃厚接触者と、疑似症状を発症し PCR 検査を受けた報告者について同様に扱うかは、状況に応じて研究科長室が判断する。ただし現在学内で求められている手指衛生を実行していれば、感染者と同じ建物、同じフロアを使用している者が、トイレやエレベーター等の共有部分を介して感染するリスクは極めて低い。

ご自身や周りの方(研究室メンバー、指導学生など)が

1. PCR検査を受け陽性の結果が出た
2. 濃厚接触者と判定された(=数日中にPCR検査を受ける)
3. 疑似症状を発症しPCR検査を受けた/医師・保健所から自宅待機を指示された
4. 同居家族が濃厚接触者と判定された場合は・・・

➤ 感染報告フォームから連絡して/させてください。

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=T6978HAr10eaAgh1yvIMhKDtdkpueeJEhV57qOnnIrpUNUIUSktNQ1BDUDZZR1I3NjROTEdUMVVLNy4u>

➤ 陽性判定を受け、COCOAを利用している場合は、陽性者情報を登録して/させてください。

➤ 研究室に発生した感染者が、発症/PCR陽性判定の前2日間に研究室に来ていた場合は、研究室メンバーを自宅待機としてください。



研究科から対応を指示いたしますので、万が一の感染を拡大させない行動をお願いいたします。